

(別記様式第1号)

計画変更年度	令和5年度
計画主体	五木村

## 五木村鳥獣被害防止計画

### <連絡先>

担当部署名 五木村 産業振興課  
所在地 熊本県球磨郡五木村甲 2672 番地 7  
電話番号 0966 - 37 - 2211 (直通) 0966 - 37 - 2247  
FAX番号 0966 - 37 - 2215  
メールアドレス s-baba@vill.itsuki.lg.jp

- (注) 1 共同で作成する場合は、すべての計画主体を掲げるとともに、代表となる計画主体には(代表)と記入する。
- 2 被害防止計画の作成に当たっては、別添留意事項を参照の上、記入等すること。

## 1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	ニホンジカ、ニホンザル、イノシシ（イノブタ含む）、アナグマ、カワウ、ハト類、スズメ類 注）計画書中ニホンジカはシカ、ニホンザルはサルと標記する。
計画期間	令和5年度～令和7年度
対象地域	五木村（全域）

（注） 1 計画期間は、3年程度とする。

2 対象地域は、単独で又は共同で被害防止計画作成する全ての市町村名を記入する。

## 2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

### （1）被害の現状（令和3年度）

鳥獣の種類	被害の状況	
	品目	被害数値
シカ	雑穀	3万円 0.4ha
	ヒノキ・スギ	2,747万円 69.2ha
	計	2,750万円 69.6ha
サル	果樹・クリ	12万円 0.3ha
	野菜	10万円 0.1ha
	米	1万円 0.1ha
	計	23万円 0.5ha
イノシシ	米	0.5万円 0.1ha
	計	0.5万円 0.1ha
アナグマ	野菜・イモ類 雑穀・豆類	被害はあるが、被害の実態が把握できていない
カワウ	アユ	被害はあるが、被害の実態が把握できていない

（注） 主な鳥獣による被害品目、被害金額、被害面積（被害面積については、水産業に係る被害を除く。）等を記入する。

### （2）被害の傾向

<p>【シカ】 シカによる特徴的な被害として、稲苗への食害、ヒノキ・スギの剥皮被害や収穫時期や成長に合わせて被害農林産物は多岐にわたっている。被害区域は村全域におよぶ、継続的な被害防止対策により被害額及び被害面積とも減少傾向にあるが、今後も継続して被害防止対策が必要である。</p> <p>【サル】 サルによる被害は、夏から秋の収穫期を中心に野菜・果樹・林産物の食害が多くなっている。被害区域は村全域に広がっている。サルの特徴的な被害として、クリ等の果樹やシイタケ・タケノコ等の林産物、ダイコンやイモ類等の農作物がある。特にクリにおいては、被害面積の拡大によりクリの生産者の生産意欲の減退を招いている。また、近年では人家近くまで出没し、人家を荒らす被害も出ており、人的被害も懸念される。</p>
---

【イノシシ】イノシシによる被害は、3～5月にかけてタケノコや、9～11月の野菜・イモ類の食害が見られる。タケノコ被害により竹林の荒廃も懸念され、被害区域は村全域に広がっており今後も継続的な被害防止対策が必要である。

【アナグマ】 近年、目撃報告が多発し、生息数が増加していると推測される。アナグマによる被害としては、糞害や畑の穴掘り被害、農作物等への被害が発生している。

【カワウ】 球磨川流域において飛来が確認されている。主にアユ等の溯上期、産卵期に捕食による被害が発生しており、被害の拡大が懸念される。

【ハト類】【スズメ類】 豆類の播種時期の食害及び収穫期の食害が増加しており、反射材やガス砲等の脅しも効果が薄いため被害防止対策が必要である。

- (注) 1 近年の被害の傾向（生息状況、被害の発生時期、被害の発生場所、被害地域の増減傾向等）等について記入する。  
 2 被害状況がわかるようなデータ及び地図等があれば添付する。

(3) 被害の軽減目標

指 標	現状値（令和3年度）	目標値（令和7年度）	軽減率
シカ	27,500千円、70ha	22,000千円、56ha	20%
サル	230千円、1ha	184千円、1ha	20%
イノシシ	5千円、1ha	4千円、1ha	20%
アナグマ	—	—	20%
カワウ	—	—	80%
ハト類	—	—	80%
スズメ類	—	—	80%
合 計	27,735千円、73ha	22,188千円、58ha	20%

- (注) 1 被害金額、被害面積等の現状値及び計画期間の最終年度における目標値を記入する。  
 2 複数の指標を目標として設定することも可能。  
 3 カワウについては被害の実態が把握出来ていないため未記入。

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	捕獲隊を編成し鳥獣捕獲体制の整備と構築がなされている。捕獲手段に関しては、銃器・ワナを用いて実施されている。ま	高齢化による狩猟者の減少に伴って鳥獣捕獲員の担い手育成が急務となっている。 鳥獣は市町村の境界を越えて被害

	<p>た、捕獲したシカについては、解体処理加工施設において、食肉として利活用している。捕獲後継者育成として、狩猟免許取得に対し補助金を交付している。</p>	<p>を及ぼしているため、周辺市町村及び国有林も含めた連携の強化が必要である。</p>
<p>防護柵の設置等に関する取組</p>	<p>野生動物被害対策事業により、電柵、電網、シカネットの防護資材に対し補助金を交付している。</p> <p>また、サル対策施設にはさらに上乘せ補助を行っている。</p> <p>森林被害対策では、森林環境保全整備事業とシカ森林被害防止事業を活用し森林組合等が事業主体となりシカ被害防止ネット等の設置を行っている。</p> <p>近年では、サル・鳥類・小動物には鳥獣害対策機器として電動エアガンを貸与し威嚇を行っている。</p>	<p>継続的な有害鳥獣捕獲及び防護施設整備を実施しているが、栗園や山間部の農地に対するなお一層の普及と施設整備が必要である。また、有害鳥獣の温床となっている耕作放棄地の刈払い、放任果樹の除去及び放棄山林の整備等を実施してきたが、住民に対する啓発活動が課題となっており、今後も継続が必要である。</p> <p>森林の防護対策については、対象範囲が広域になり、設置や管理面でコスト高になり負担が大きくなる。このため、各種補助事業を有効活用しコストの軽減を図ることが必要である。</p>
<p>生息環境管理その他の取組</p>	<p>鳥獣被害対策の啓発資料を用いた住民への周知・技術等の普及。</p>	<p>鳥獣の潜み場となる耕作放棄地の解消や、個人ごとではなく集落ぐるみによる対策の取組。</p>

- (注) 1 計画対象地域における、直近3ヶ年程度に講じた被害防止対策と課題について記入する。
- 2 「捕獲等に関する取組」については、捕獲体制の整備、捕獲機材の導入、捕獲鳥獣の処理方法等について記入する。
- 3 「防護柵の設置等に関する取組」については、侵入防止柵の設置・管理、緩衝帯の設置、追上げ・追払い活動、放任果樹の除去等について記入する。
- 4 「生息環境管理その他の取組」については、緩衝帯の設置、放任果樹の除去、鳥獣の習性、被害防止技術等に関する知識の普及等について記入する。

#### (5) 今後の取組方針

これまで被害防止対策により計画的捕獲を実施しているが、依然として鳥獣による農林産物被害は後を絶たない。R3年度の被害額は2,799万円、被害面積73haと被害の軽減には至っていない状態である。

主な被害として、シカによるスギ・ヒノキの剥皮被害、植林の若芽食害、サルによるクリ・シイタケ等村の特産品への食害等が挙げられる。鳥獣被害防止計画に基づいた捕獲を実施し野生動物被害対策事業補助による防護施設の設置を行った結果、シカ・イノシシの被害防止効果は上がっているが、依然として作物被害は発生している。

近年は、鳥類・小型動物（アナグマ）の被害も増加しており、威嚇・捕獲等による対策が必要である。

今後は、国・県等の補助事業を活用した被害防止施設の設置と銃器やワナ等による捕獲を実施し被害抑制に努める。周辺市町村との連携に努めるとともに、地域が主体となって被害防止策を講じるための勉強会、現地研修会、講演会等を開催し有害鳥獣を寄付けない集落環境づくりに向けた体制整備を実施していく。

また、高齢化による狩猟の担い手不足対策として、狩猟免許取得費用等への補助を行い狩猟者の確保を図り、有害鳥獣捕獲を実施していく。

(注) 被害の現状、従来講じてきた被害防止対策等を踏まえ、被害軽減目標を達成するために必要な被害防止対策の取組方針について記入する。(ICT(情報通信技術)機器やGIS(地理情報システム)の活用等、対策の推進に資する技術の活用方針を含む。)

### 3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

#### (1) 対象鳥獣の捕獲体制

熊本県猟友会 五木支部	五木村鳥獣被害対策実施隊への従事者の補充及び有害鳥獣捕獲に係る指導助言及び情報提供を行う。
五木村鳥獣被害対策実施隊	鳥獣被害防止対策及び有害鳥獣捕獲に積極的に取り組む者から構成された実施隊が有害鳥獣の捕獲に従事する。

- (注) 1 鳥獣被害対策実施隊のうち対象鳥獣捕獲員の指名又は任命、狩猟者団体への委託等による対象鳥獣の捕獲体制を記入するとともに、捕獲に関わる者のそれぞれの取組内容や役割について記入する。
- 2 対象鳥獣捕獲員を指名又は任命する場合は、その構成等が分かる資料があれば添付する。
- 3 捕獲等を推進する上で、鳥獣被害対策実施隊員にライフル銃を所持させる必要がある場合には、そのことについて記入する。

#### (2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
令和5年度 ～ 令和7年度	シカ サル イノシシ アナグマ カワウ ハト類 スズメ類	五木村鳥獣被害対策実施隊へ従事を許可し、銃器及び捕獲器(箱ワナ等)により有害鳥獣の捕獲を実施するとともに、狩猟免許取得のための事前講習会を猟友会と連携して実施し狩猟免許取得費に対し補助を行い鳥獣捕獲の担い手確保・育成に努める。また、住民に対し有害鳥獣に関する情報提供を行い自衛の意識を促す。

(注) 捕獲機材の導入、鳥獣を捕獲する担い手の育成・確保等について記入する。

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方	
シカの捕獲計画頭数は、これまで1,500頭としていたが、過去3ヵ年（捕獲実績R1年度1339頭、R2年度1,499頭、R3年度1,336頭）の捕獲実績を踏まえ近年増加傾向にあることから捕獲計画頭数を1,800頭とする。	
サルについては、農林産物への被害は捕獲を実施し一定の効果は出ているが（捕獲実績R1年度16頭、R2年度21頭、R3年度12頭）被害は絶えない状況である。被害の軽減のため熊本県野生サル対策方針に基づき人とサルの棲み分けと目撃情報及び被害状況を考察しながら捕獲を行う。	
イノシシについては、第二種特定鳥獣管理計画（イノシシ）で定める管理目標に基づき農林産物被害の抑制を図る為、令和5年度より年間を通し有害捕獲を実施することとした。これにより捕獲計画頭数を200頭としていたが、捕獲数の増が見込まれるため、捕獲計画頭数を400頭とする。	
アナグマについては、近年農作物被害や人家周辺での目撃・糞害が増加しており、今後の被害増加・拡大が予想されるため、有害捕獲の対象鳥獣とし、捕獲計画頭数を150頭とし被害の軽減を行う。	
カワウについては、球磨川流域において、アユ等の食害被害が確認されており、被害の拡大が起こる前に漁協・近隣市町村と連携し、捕獲や追払いに務める。捕獲計画数を30羽とする。	
ハト類及びスズメ類については、近年被害が増加しており、被害の軽減のため目撃情報及び被害状況を考察しながら計画的な捕獲を行う。	

(注) 近年の対象鳥獣の捕獲実績、生息状況等を踏まえ、捕獲計画数等の設定の考え方について記入する。

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	令和5年度	令和6年度	令和7年度
シカ	1,800	1,800	1,800
サル	50	50	50
イノシシ	400	400	400
カワウ	30	30	30
ハト類	200	200	200
スズメ類	200	200	200
アナグマ	150	150	150

(注) 対象鳥獣の捕獲計画数、個体数密度等を記入する。

捕獲等の取組内容
<p>シカについては、銃器・ワナを用いて年間を通し、村全域を対象区域とした捕獲を実施する。</p> <p>サルについては、被害予察・捕獲計画を策定し威銃による棲み分けを図るとともに、被害軽減のための有害捕獲を行う。</p> <p>イノシシについては、銃器・ワナを用いて地域からの要望に応じた捕獲、予察捕獲を行う。なお、対象区域は村全域で、捕獲にあたっては鳥獣保護管理事業計画に基づき適正な捕獲許可に努め、事故発生の防止や錯誤捕獲の防止を図る。</p> <p>カワウについては、被害が発生している時期のうち適切な時期を選定し、被害が発生している球磨川流域において猟銃による捕獲を行なう。</p> <p>ハト類、スズメ類については、被害が発生している時期のうち適切な時期を選定し被害が発生している区域周辺で威銃及び、被害軽減のための猟銃による有害捕獲を行う。</p> <p>アナグマについては、被害が発生している時期のうち適切な時期を選定し銃器・ワナを用いて地域からの要望に応じた捕獲、予察捕獲を行う。</p>

- (注) 1 わな等の捕獲手段、捕獲の実施予定時期、捕獲予定場所等について記入する。  
2 捕獲等の実施予定場所を記した図面等を作成している場合は添付する。

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容
<p>本村域は、山間部であり対象鳥獣の移動範囲も広く効率的な駆除を図るためには遠距離での捕獲が可能なライフル銃での捕獲も必要である。</p> <p>捕獲については、安全性を重視し捕獲にあたり、期間・場所については捕獲計画に基づき適正に実施したい。</p>

- (注) 鳥獣被害対策実施隊員にライフル銃を所持させて捕獲等を行う場合には、その必要性及び当該鳥獣被害対策実施隊員による捕獲手段、捕獲の実施予定時期、捕獲予定場所等について記入する。

#### (4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
五木村全域	シカ、サル、アナグマ

- (注) 1 都道府県知事から市町村長に対する有害鳥獣捕獲等の許可権限の委譲を希望する場合は、捕獲許可権限の委譲を希望する対象鳥獣の種類を記入する(鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律(平成19年法律第134号。以下「法」という。)第4条第3項)。  
2 対象地域については、複数市町村が捕獲許可権限の委譲を希望する場合は、該当する全ての市町村名を記入する。

#### 4. 防護柵の設置その他の対象鳥獣の捕獲以外の被害防止施策に関する事項

##### (1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	令和5年度	令和6年度	令和7年度
シカ サル イノシシ	村単独予算 800 千円 防護柵・網・電気柵の 設置に助成。 必要に応じ国・県の事 業を活用する。	村単独予算 800 千円 防護柵・網・電気柵の 設置に助成。 必要に応じ国・県の事 業を活用する。	村単独予算 800 千円 防護柵・網・電気柵の設 置に助成。 必要に応じ国・県の事業 を活用する。

(注) 1 設置する柵の種類、設置規模等について記入する。

2 侵入防止柵の設置予定場所を記した図面等を作成している場合は添付する。

##### (2) その他被害防止に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
令和5年度 ～ 令和7年度	シカ サル イノシシ カワウ ハト類 スズメ類 アナグマ	村全域において、野生動物被害対策事業の内容を説明し、鳥獣被害に関する防止対策等の知識の普及、啓発を行い侵入防止柵の適正な管理を促し、併せて村の座談会を活用し各地区における被害防止対策を検討する。 農林振興地域においては、耕作放棄地の草刈りや里山の刈払いによる見通しの改善を実施する。また、林地の適正管理（間伐等）を実施し、里山環境の整備を図る。

(注) 侵入防止柵の管理、緩衝帯の設置、里地里山の整備、追上げ・追払い活動、放任果樹の除去等について記入する。

#### 5. 生息環境管理その他被害防止施策に関する事項

年度	対象鳥獣	取組内容
令和5年度 ～ 令和7年度	シカ サル イノシシ アナグマ カワウ ハト類 スズメ類	広報誌等を用いて野生鳥獣の習性や被害防除の方法について発信し、鳥獣の潜み場となる耕作放棄地の解消や、集落ぐるみによる対策の取組を推進する。

(注) 緩衝帯の設置、里地里山の整備、放任果樹の除去、被害防止に関する知識の普及等について記入する。



6. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

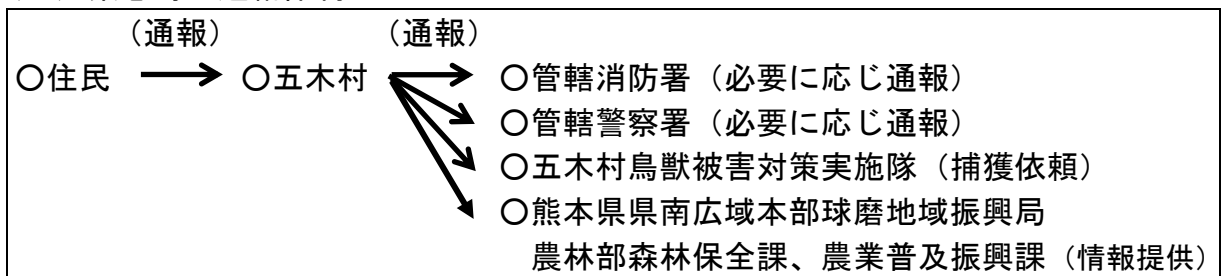
関係機関等の名称	役割
五木村	情報を収集し、住民に周知を行う又、同時に収集した情報を警察署及び関係機関に伝達する。
熊本県県南広域本部 球磨地域振興局農林部 森林保全課、農業普及・振興課	村より受けた情報により、村に対し助言を行う。 又、関係機関に情報伝達を行う。
球磨川漁業協同組合	水産物被害に関する情報収集・提供

(注) 1 関係機関等には、都道府県、警察、市町村、鳥獣被害対策実施隊、猟友会等の名称を記入する。

2 役割欄には、緊急時又は平常時において各関係機関等が果たすべき役割を記入する。

3 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関して、規程等を作成している場合は添付する。

(2) 緊急時の連絡体制



(注) 緊急時の各関係機関等の連絡体制及び連絡方法等をフロー図等により記入する。

6. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

協議会の名称	五木村有害鳥獣被害防止対策協議会
構成機関の名称	役割
五木村	捕獲等の許可 有害鳥獣被害防止対策協議会の事務運営 各関係機関との連絡調整
猟友会 五木支部	捕獲体制に対する助言 有害鳥獣被害実態調査
五木村鳥獣被害対策実施隊	有害鳥獣捕獲の実施 有害鳥獣被害実態調査
五木村森林組合	山林での鳥獣による被害状況について情報提供 被害防止対策の指導
球磨地域農業協同組合	農作物の鳥獣による被害状況についての情報提供 被害防止対策の指導
人吉警察五木駐在所	安全な被害対策の推進等

(株)子守唄の里五木	獣肉の商品開発及び販路開拓
熊本県農業共済組合球磨支所	農作物の鳥獣による被害状況についての情報提供 被害防止対策の指導

- (注) 1 関係機関等で構成する協議会を設置している場合は、その名称を記入するとともに、構成機関欄には、当該協議会を構成する関係機関等の名称を記入する。  
2 役割欄には、各構成機関等が果たすべき役割を記入する。

## (2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
熊本南部森林管理署	オブザーバーとして協議会に参加し、有害鳥獣 関連情報の提供と被害防止技術の情報提供を 行う。
熊本県県南広域本部球磨地域振興局 農林部森林保全課・農業普及振興課	

- (注) 1 関係機関欄には、協議会の構成機関以外の関係機関等の名称を記入する。  
2 役割欄には、各関係機関等が果たすべき役割を記入する。  
3 協議会及びその他の関係機関からなる連携体制が分かる体制図等があれば添付する。

## (3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

平成26年度に設置。鳥獣被害防止対策及び有害鳥獣捕獲に積極的に取り組むことが見込まれる者を実施隊員に任命し、関係機関等との連携を図りながら巡回、追払い及び捕獲を効果的に行う。(令和4年度当初は、8班59名に委嘱)

- (注) 1 法第9条に基づく鳥獣被害対策実施隊を設置している場合は、その規模、構成等を記入するとともに、実施体制がわかる体制図等があれば添付する。  
2 実施隊を設置していない場合は、設置に向けた検討状況や規模、構成等についての考え方等を記載する。

## (4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

なおも有害鳥獣による被害状況の拡大が見られる場合には、五木村有害鳥獣被害防止対策協議会にて再検討し体制の強化充実を図る。  
また、高齢化により鳥獣被害対策実施隊員が減少しているため、担い手の育成を図り隊員の確保を図る。  
また必要に応じ、熊本県が認定している認定鳥獣捕獲等事業者の制度の活用も検討する。

- (注) その他被害防止施策の実施体制に関する事項について記載する。

## 7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

捕獲した有害鳥獣は捕獲後速やかに埋却処理を行うか、解体施設又は自家処理にて処分を行うこととする。  
シカ、イノシシについては、村内に解体処理施設を整備しており持ち込まれた鳥獣の獣肉については利用拡大を図っている。

- (注) 適切な処理施設での焼却、捕獲現場での埋設等、捕獲等をした鳥獣の処理方法について記入する。

## 8. 捕獲等をした対象鳥獣の食品としての利用等その有効な利用に関する事項

平成20年度から稼働している猪鹿加工処理施設（既存の旧中学校給食棟を活用し平成25年度には新たに建設）では鹿肉を中心に処理加工され、獣肉は(株)子守唄の里五木において県内外のレストラン等に販売され一部はソーセージやハムに加工し販売されている。今後も(株)子守唄の里五木等と連携しながら獣肉の商品開発や販路拡大を進め獣肉の消費拡大を図る。

(R3年度は、駆除数1,336頭、加工数679頭、1,453kg)

(注) 捕獲した鳥獣の食品としての利用等に係る基本的な考え方や、利用に必要な施設整備計画、年間処理計画頭数、流通・販売方針、推進体制等について記入する。

## 9. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

被害防止対策に関しては、防護・捕獲・地域（地域住民の意識の向上）の3本柱で基本とした対策が重要である。このため、球磨地域鳥獣被害防止対策協議会と連携し、共同での講演会、情報交換会、現地研修会を開催し、意識の向上を図る。

(注) その他被害防止施策の実施に関し必要な事項について記入する。